

令和3年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年1月19日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時08分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹 (教 育 企 画 課) 名 古 屋 勇
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍
指 導 主 事 高 橋 拓 也
指 導 主 事 長 峯 貴 弘
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 1人

令和3年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 令和3年1月19日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第1号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針
- 第 3 議案第2号 西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 議案第3号 西東京市立学校の校長及び副校長人事の内申についての専決処分について
- 第 5 議案第4号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について
- 第 6 報 告 事 項
 - (1) 令和2年西東京市議会第4回定例会報告（教育関係）
 - (2) 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰教職員の決定について（報告）
 - (3) 令和2年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について（報告）
 - (4) 令和3年（令和2年度）西東京市成人式実施報告
 - (5) 令和3年度西東京市図書館特別整理休館等について
 - (6) 中央図書館田無公民館耐震改修休館中の代替施設について（報告）
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和3年第1回定例会
(1月19日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和3年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第1号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 私からは、議案第1号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針、につきまして説明させていただきます。

恐れ入ります、資料を御覧ください。資料の冊子に基づいて、説明させていただきたいと思っております。

こちらの基本方針につきましては、昨年の第7回定例会におきまして内容を報告させていただいたところでございます。その後、8月20日からパブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントでは、38名の方から87件の御意見をいただいたところでございまして、こちらにつきましては、現在ホームページで公開しております。

こちらのパブリックコメント後でございますが、8月下旬から国で少人数編成に向けました具体的な検討が進められてきたという状況でございます。昨年末に一定の方向性が出るということが報道等ございましたので、私どもといたしましてもその動向を注視してきたところでございます。また、そういった動向を受けまして、パブリックコメントの中でも、38名のうち27名の方に少人数編成の関係の御意見をいただいているというところでございましたので、そういったところも踏まえまして、今回一部内容を修正させていただいてございまして、その変更点を中心に説明させていただければというふうに考えております。

恐れ入ります、資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは「はじめに」ということで、西東京市の動向等をまとめている部分でございます。こちらの下、2段落、こちらにつきまして、今回の新型コロナウイルスの関係ですとか、それを踏まえた国の動向、こういったことの記述を追加させていただいてございます。今後、この方針に基づく学校施設個別施設計画の策定、また取組に当たりましては、国や東京都の動向を踏まえながら基本方針の見直し等を行っていくということで、記述を追加させていただいているものでございます。

続きまして、2ページでございますが、こちらからは、学校施設を取り巻く現状と課題ということで、大きく四つに分けて記載をさせていただいてございます。

2ページがこれまでの取組というところ、(2)といたしまして西東京市の人口、児童・生徒数の見通し、(3)といたしまして教育内容の変化、こちらの2段落目につきまして、文言を追加させていただいてございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたし

まして、国において少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備、ICTの活用など、「令和時代のスタンダード」としての「新しい時代の学びの環境の姿」につきまして、検討が進められているということでこちらを追記させていただいております。（４）が施設の更新需要と公共施設再編ということでまとめさせていただいております。

恐れ入ります、6ページを御覧ください。

こちらは第2章といたしまして、こちらの基本方針の性格について記述をさせていただいているものでございます。こちらにつきましては、教育計画との関係、また国のインフラ長寿命化計画との関係、こういったあたりを整理させていただいております、特に変更はございません。

恐れ入ります。続きまして、8ページを御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、適正規模・適正配置の基本的な考え方ということで、昨年度、懇談会において示されました五つのポイントを改めて整理させていただくとともに、そのポイントに対してこういった形で取組を進めていくというものを改めてお示しさせていただいております。こちらにつきましても、それぞれ昨年度懇談会からいただいたポイント、またその対応につきましては変更ございませんので、そのままの形で掲載させていただいているというものでございます。

続きまして、9ページ以降でございます。

こちらが適正規模・適正配置の基準・視点ということで、大きく六つに分けて記述をさせていただいている部分でございます。9ページの下段でございますが、こちらにつきましては、適正規模・適正配置の基準ということで、1学年の学級数、また1学級当たりの児童・生徒数について記述をしているものでございます。こちらの下段になりますけれども、1学年の児童・生徒数の基準につきましては、「令和3年1月現在の法令等に基づくものです」ということで注釈を追加させていただいております。

現在、政府の方針が一定まとまったというところで、令和7年度までに小学校で35人学級を実現していくという形になってございますが、こちらにつきましては、今後法改正が予定されているという状況でございますので、現時点での基準につきましては、従前のおりこちらに記述させていただいておりますが、こういった国の動向を踏まえてこの基準は見直していくという旨の注記をさせていただいております。

恐れ入ります。次に、15ページを御覧ください。

こちら、適正規模・適正配置の取組方針というところでございます。こちらの中で、学級数の推移というところで、学級数が基準よりも多いことが見込まれる学校ということで表示させていただいております。

15ページの下段に表1がございますが、こちらにつきまして、現行の基準で記載させていただいている部分、それとともに、今般示されました国の方針に基づきまして35人編成とした場合の推計値、こちらにつきまして改めて掲載させていただいているというところでございます。例えば、田無小学校で申し上げますと、現行の基準では19から24学級になる期間というのが令和2年から22年度ということで、18学級よりも多くなる場所ですね、こちらにつきましてお示しさせていただいておりますが、35人編成になりますと学級数としては19から

24ということで変わらないんですけれども、令和2年から25年まで、3年ほど延びるというような形になってございます。こういった形で、35人編成とすることによりまして学級数も増えていくという形になりますので、改めて右側に参考としてお示しさせていただいているものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

こちらにつきましては、先ほどの35人学級の編成につきまして改めて説明をさせていただいているところでございます。米印にございますけれども、現行の法令による学級編制では、小学1年生のみが法律上では上限35人とされているというところでございます。今般、国のほうで政府の方針としてまとまりましたのが、令和7年度までに段階的に小学校の全学年で35人編成をするというものでございますので、改めて私どものほうで推計をさせていただく際には、こういった視点で行っているというところでございます。

なお、東京都では、小学1年生、2年生、また中学1年生につきましては、実質35人編成となつてございますので、法改正の影響が生じるのは、私ども西東京市でいえば令和4年度からということになります。

参考の部分、こちらも四角で囲んでいる部分でございますが、新たに追加させていただいている部分でございます。こちらにつきましては、私どものほうで改めて推計し直したものをグラフとして表示させていただいているものでございます。

左下のグラフでございますが、こちらが令和2年度から7年度までの毎年の推移でございます。棒グラフが児童数を表示してございまして、折れ線グラフで二つ表示してございまして、下の丸印で表示しているものが現行の基準の場合の推移でございます。上の三角で表示している折れ線グラフ、こちらが35人編成とした場合の折れ線グラフでございます。

右側も同様に表示してございまして、こちらにつきましては、40年後、5年間ごとに表示しているというものでございます。こちらを見ますと、全体の方向性としてしましましては児童数が減っていくというところもございまして、学級数につきましても右肩下がりという状況は変わらないのかなというところでございますが、令和7年度、こちらが324学級という推計結果になってございまして、小学校で、全学年で実施されるこの年につきまして、1番教室数が必要となるという見込みになっているというところでございます。こちらにつきまして、グラフで改めてお示しさせていただいているというものでございます。

方針の内容としてしましましては、大きな方向性としてしましましては変わらない部分がございますので、今後、この方針に基づきまして学校施設個別施設計画、また具体的な取組というところを進めていくこととなりますけれども、こういった状況、35人編成の状況がございまして、こういったところの国の動向を引き続き注視させていただきながら取組を進めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

最後に、「資料編」でございましてけれども、こちらのほうに各学校の状況等をお示ししている部分でございまして。こちらの小学校の部分につきましても、例えば、24ページ、田無小学校を御覧ください。右上に表がございましてけれども、こちらにつきまして、現行の基準と35人編成の場合ということで、2パターンを併記させていただいてございまして。こういったところで、各学校の状況というのも市民の皆様にお示しさせていただきたいというふうに考

えているところでございます。

あわせて、当初こちらの方針につきましては、令和2年中の策定を予定していたところでございますが、国の動き等を注視させていただいてございまして、結果としては令和3年1月の策定ということで今予定しているところでございます。これに伴いまして、施設の経過年数ですとか、あと新中原小学校に移動した部分等ございますので、そういったあたりのデータにつきまして更新させていただいているというところがございます。

私からは以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 法改正があって35人という数字が出てきているわけですが、よくよく考えてみると、OECDのデータとかと比べれば、主要先進国の中で35人でもいまだに多いわけですね。そうすると、今後、子どもの数が減ることに対してさらに少人数にしていこうという動きも出てくる可能性もあると。そうすると、やはり長期計画を立てるときの難しさがあると思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○掛谷教育企画課長 今般35人ということで、一定の政府の方針（案）がまとまりました。ただ、その前の段階では、既に報道等でもあったかと思いますが、文部科学大臣では30人学級というところを強く押し出していたというところもございます。こちらにつきましては、引き続き検討がなされていくものだろうというふうに考えております。

そういったところも踏まえて、今回は国の動向も踏まえて基準等の見直しを行うというような記載の方法にさせていただいてございますが、実際の施設の整備に当たりましては国の動向を見ながら、やはり方向性としては30人学級の実現に向けた検討が進められていくものと考えております。例えば、施設の複合化ですとか、またはスケルトン・インフィル手法、要するに改築の際にほかにも転用できるような工事の方法ですとか、そういったことを考えながら、一定数教室は確保しながら状況によってほかにも転用できるとか、そういったあたりの作りについてやはり検討していく必要があるのかなというふうに考えているところがございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○服部委員 今、私たちが学校を見せていただいている、すごく少人数指導というんですか、進捗の理解度に合わせて数学などを少人数で学習するスペースが今はあって、お部屋があるから許されていることかと思うんですけども、最低限の子どもたちがいられるお部屋ということだけでなく、せっかく今まで積み上げてこられたそういった教育というか、それが生かされることもカウントしていただきたいのと、あと、急につくられた特別教室ということで、学校によってはものすごく狭いお部屋に特別教室があったりすることもあると思うんですけども、コンピューター室が要らなくなるとか、これから変わってくることもあるかと思うんですが、最低限の設定の仕方を、学級数の最低限の計算法というか、考え方を打ち出していきたいなと思います。そういったこともお考えの上でしょうか。

○掛谷教育企画課長 実際に、今後学級数が増える見込みというところではございます。ただ、こちらにつきましてどういった対応がとれるのか、まずは教室の確保というのが大事なところなのかなというふうには思っております。ただ一方で、今お話いただきましたように、

教育活動の中で既に有効に利用している部分等もございます。そういったところも含めまして、今、国のほうで、ワーキンググループのほうで引き続き検討がなされていると伺っておりますので、こういった少人数に対して、例えば教室が確保できない場合にはこういった対応が取れるなどソフト的な対応というところも含めて考えていかなきゃいけないのかなと思っておりますので、まずはそういったところで国の趣旨にそごがないような対応は取っていく必要があるのかなというふうに考えております。

具体的な施設の検討に当たりましては、やはり必要な教室数ですとかというところは勘案しながら全体で考えていく必要があるというふうに認識はしております。

- 服部委員 すみません、もう一つ質問していいですか。これも教えていただきたいんですが、何か足りなくなったときに、学校の敷地内にプレハブを建てるということが可能な場合とそうじゃない場合が、何か法の縛りであるんですか。ちょっと教えておいてください。
- 名古屋教育部主幹 学校は広い敷地がありますので、例えば増築した場合は校庭に影響が出てしまうとか、そういった面が出てきますので、あと、今ある校舎の部分がどういう——結構古い校舎になっていますので、そこで既存の遡及工事が発生するかどうか調べないといけない部分はございます。
- 服部委員 プレハブという、別の取り壊し可能な、使うときは使うけれども要らなくなったら撤去するというようなものを置くということに関しても、何か法律というか、そういうものがあるんですか。
- 名古屋教育部主幹 実際に増築校舎ということで、今ももう田無小学校とか向台小学校なんかはプレハブの校舎を建てて対応しているところがございますけれども、費用もかかるというところが一つと、あと、教室を使うと渡り廊下でつないだり考慮しないといけないというところで、ある一定の場所に限られてきてしまうというところもありますので、その辺は配置と費用も考慮しながら、検討し今後どうしていくかという対応を考えていく形になると思います。
- 服部委員 わかりました。ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 ちょっと質問になりますけれども、概要版を拝見させていただいておまして、学校施設の方向性の検討、この中はよくわかるんですけども、この中で、長寿命化と建替えによって費用の平準化が図れるというところが、財政負担を考えれば建替えのほうがお金、コストはものすごくかかるから、それを長寿命化でコストを抑えるということならわかるんですけども、両方、建替えの費用を年にならして平準化する、ここをコストを削減するという意味のこの辺のお考え、こういうやり方が取れるのかどうかをちょっと教えてください。
- 名古屋教育部主幹 建築年数が、同年代で建てた学校が仮に2校あったとした場合、2校建替えを行うとかなりの費用がかかってしまうので、そのうちの一つを長寿命化にして、建替えを先延ばしして、年度での費用を削減したいという考えが一つあります。

その中で、今回2校建替えにするのか、どちらかを長寿命化にするかという計画につきましては、個別施設計画を策定していく中で平準化ができる予算を考えながら、どうしていくかということは今後検討していく形になると思います。

○米森教育長職務代理者 そうしますと、建替えが一番財政負担が重いと思いますので、多分なかなか難しくなると思うので、長寿命化だとそのまま存置するわけだからほかをいじらなくていいんですけども、建替えだとやっぱりほかの校区とか、一体的なものとして考えないと、コストの部分だけではちょっとまずいかなという気もしますので、そこは長寿命化と費用だけじゃなくて一体のものかなという気がするんですけども、それはもうそのときじゃなくて、前からやらなくちゃいけないですよ。それはあわせて考えるようになるんですか。

○名古屋教育部主幹 複合化になるかどうかという検証も行っていくような形になると思います。

○米森教育長職務代理者 よろしくお願ひします。わかりました。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第1号 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第3 議案第2号 西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学務課長 議案第2号 西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例（申出）、につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、下段の提案理由を御覧ください。

本議案は、西東京市立ひばりが丘中学校の移転建替に伴い、令和3年2学期の移転に向けて所在地を変更するに当たり、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。下線部が改正箇所でございます。

附則第4項中の「平成33年3月31日」の部分につきましては、元号の変更に伴いまして、「令和3年3月31日」に改正いたします。

次に、西東京市立ひばりが丘中学校の位置につきまして、第5項を追加し、「西東京市立ひばりが丘中学校の位置は、別表の規定にかかわらず、令和3年9月30日までの間において西東京市教育委員会規則で定める日までの間は、西東京市住吉町一丁目14番28号とする」ものでございます。

なお、現在の位置の期限につきましては、移転先の新校舎の中原小学校の仮校舎で一時使用していた関係から、小学校仕様から中学校仕様への改修工事の進捗等により期限が明確となった段階で、西東京市教育委員会規則で定めることとしてございます。

また、別表の2、中学校につきましては、西東京市立ひばりが丘中学校の位置を移転先の新住所でございます「西東京市ひばりが丘三丁目2番42号」に改正いたします。

最後に、附則の施行日につきましては、令和3年4月1日といたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第2号 西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- 木村教育長 日程第4 議案第3号 西東京市立学校の校長及び副校長人事の内申についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 山縣教育指導課長 議案第3号 西東京市立学校の校長及び副校長人事の内申についての専決処分につきまして、提案理由と専決処分の内容について説明申し上げます。

提案理由は、西東京市立学校の校長及び副校長の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的な余裕がないため、別紙、専決処分第1号、専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、これを報告及び承認をいただく必要があるためでございます。

専決処分の内容につきましては、西東京市立保谷中学校長の退職に伴い、令和3年1月16日付で、同校の三沢英俊副校長が校長に自校昇任するものでございます。これに伴いまして、令和3年1月16日付で、江東区立第二南砂中学校の友田和主幹教諭が副校長に昇任し、保谷中学校に配置されるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第3号 西東京市立学校の校長及び副校長人事の内申についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- 木村教育長 日程第5 議案第4号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 山縣教育指導課長 議案第4号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年西東京市教育委員会第7回定例会において、特別支援学級の教科用図書を採択したところでございますが、採択を行った教科用図書のうち絶版となり供給不能となった教科用図書がございました。そのため、絶版となり供給不能となった教科用図書に代わり、再度該当校の調査研究を行いました。資料に明記されているものが、各特別支援学級の児童・生徒の実態に即して調査研究し直した教科用図書の一覧となります。

資料に基づきまして説明いたします。

田無小学校特別支援学級（知的障害学級）でございますが、書写4年、三省堂、「こどもかんじじてん」から、書写4年、小学館、「ドラえもん はじめての漢字辞典 改訂第2版」といたしました。

東小学校特別支援学級（知的障害学級）では、生活6年、学研、「キッズえほんシリーズ 日本がわかるちずのえほん改訂版」から、変更後、生活6年、白泉社、「1日10分でちずをおぼえる絵本改訂版」と変更いたしました。

田無第一中学校特別支援学級（知的障害学級）でございますが、国語2年、西東社、「絵で見てたのしくおぼえよう！ ことわざ・四字熟語辞典」から、国語2年、同成社、「ゆっくり学ぶ子のための 国語4」と変更いたしました。

保谷中学校特別支援学級（知的障害学級）では、音楽科2年生から3年生で使用するものですが、教育芸術社、「New Chorus Friends 6訂版」から、音楽、正進社、「コーラスフェスティバル混声合唱曲集」に変更いたしました。

再度、特別支援学級の教科用図書の一部採択をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第4号 令和3年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和2年西東京市議会第4回定例会報告（教育関係）、の説明をお願いいたします。

○飯島教育部長 それでは、私から、令和2年市議会第4回定例会に関しまして報告させていただきます。

令和2年市議会第4回定例会は、昨年11月27日から12月15日まで開催されたものでございます。

はじめに、条例等付議案件については、財産の取得について2件提出いたしまして、いずれも可決されております。内容でございますが、昨年11月17日に開かれました教育委員会定例会において、市長への申出について可決いただきましたGIGAスクール構想に伴う1万6,000台のタブレットの整備、それからその充電保管庫の購入に関する議案2件でございます。

請願・陳情については、今回教育関係はございませんでした。

一般質問につきましては、11月30日から12月3日までの4日間行われております。教育関係では、5会派23名の議員の方から質問をいただいているところでございます。主な内容で

ございますが、今回の定例会では、ICTの活用とGIGAスクール構想について、新型コロナウイルス感染症への対応について、少人数学級について、学校におけるいじめの状況及び取組についてなどの御質問をいただいたところでございます。

そのほかの詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照いただければと思います。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰教職員の決定について(報告)、の説明をお願いいたします。

○掛谷教育企画課長 私からは、令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰教職員の決定につきまして報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらにつきましては、文部科学大臣が学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織の功績をたたえ、表彰しているというものでございます。

本市からは、住吉小学校の栗原光世主幹教諭が特別支援教育の功績により表彰されることとなりました。

なお、表彰式典につきましては、令和3年1月12日にオンラインによりましてライブ配信で行われております。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 令和2年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について(報告)、の説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 令和2年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定につきまして、報告申し上げます。

本表彰は、学校保健分野におきまして、児童・生徒の健康づくりの取組に優れた功績がある学校関係者及び学校団体等に対しまして、年に1度東京都教育委員会が表彰するものでございます。

本年度は、西東京市からお二人を推薦させていただきまして、昨年12月24日付にて受賞が決定したものでございます。

お一人目は、昨年の3月末まで柳沢中学校で学校薬剤師をお務めいただいております吉岡政雄先生でございます。吉岡先生は、昭和48年から通算36年にわたりまして六つの市立小・中学校の学校薬剤師として御尽力をいただきました。

お二人目は、現在、栄小学校で学校医をお務めいただいております橋岡孝之介先生でございます。橋岡先生は、平成5年から27年にわたり学校医として御尽力いただいております。現在も引き続き学校医として御活躍されております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で東京都の表彰式が中止になってございますので、市の教育委員会からお二人の受賞者に対しましては、後日表彰等を伝達する予定となっております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 報告事項（１）から（３）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 二つほどよろしいでしょうか。

給食費の公会計の関係ですけれども、前からお尋ねしていて、なかなかこれは実現しにくい部分かもしれませんけれども、なかなか検討が進まないというところで大きな問題があるのかなという気がします、それを教えてほしい。と申しますのも、前から学校の現場でいわば引き落としも進んでいるとは思うんですけれども、キャッシュと申しますか、現金の授受が発生するというのが現場であるのはいかがかなという思いもありまして、例えば修学旅行とか、書籍とか、いろいろ学校で扱うのが多いという話も聞いて、大分改善されたというふうに思っていますけれども、給食費の関係もまだまだ残っているんじゃないかなという気がしますので、それをなくす意味では一つの手だてではないかなということが一つです。

それから、学校現場のそこら辺が負担という意味で、支援の方も入られてもキャッシュのところまではいかないと思いますので、どれぐらい今現場はそこら辺が進んでいるのかというのが気になりましたので、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、教科用図書の採択のところで、ちょっと不都合があった旨書いてございましたので、ボリュームの関係、これははじめての試みなのでいろいろあるかと思うんですけれども、私どもがマイクを使ってやったときに、例えば声が小さかったとか、うまくスイッチを入れていないとかこちらに原因がある部分もあるかもしれませんので、そこら辺、何かありましたら教えてください。

以上です。

○大谷学務課長 給食費の公会計化についてでございます。こちらの検討はもちろん進めてございまして、国が進めている予定でございますので、本市でも課題の整理はこれまで進めてきました。今回この資料にございまして、市内の業務体制や、システム導入など、様々財政負担がある中で、一方で教員の働き方改革という部分もございまして。本市も前向きに検討を進めているところでございますけれども、まだ導入している市というのが非常に少ないところでございます。

やはり課題の整理といたしましても、実際に実績から捉えるのがなかなか難しい状況でございます。今後、様々導入していく自治体も増えてくると思いますので、その動向をしっかりと見ながら、もう一回課題の整理を詳細にしていく上で、業務体制なども含めて、今後整理しながら進めていきたいと思っています。

○米森教育長職務代理者 できるだけ早目によろしくお願ひしたいと思います。

○大谷学務課長 はい、ありがとうございます。

○掛谷教育企画課長 私からは、教科用図書の採択のときの定例会の傍聴の対応でございます。こちらにつきましては、今回はじめてという形にはなるんですが、こちらの傍聴席のほかに別室を一つ用意いたしまして、そこでオンラインによりまして音声を流すという形で対応させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、実際には声がなかなか聞こえづらいというようなお声をいただいております。そちらの原因として考えられるところといたしましては、まずは機器の問題がございました。今回、委員の皆様のお声をオンライン用に拾うマイクなんですけれども、そち

らのほうが広く対応できているものではなくて、場所によって委員の声が拾い切れないというような状況がございましたので、一つはその機器と、あとそれを置く場所の問題でいうところに一つ課題があったのかなというふうに思っております。

今回そういった形で反省点が見えましたので、今後そういったことで対応するときには、機器も情報部門等と連携させていただきながら、借りるとか、そういったところの対応を図りながら、なるべく聞きやすいような環境は整えられるのかなと考えておりますので、今回議会のほうで御指摘いただいた部分というのはそういったところでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理人 ありがとうございます。

○服部委員 議会の資料の11ページで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動についてのところで、下から4行目の「実施可能な学校をモデル校として」と前から言ってくださっていたんですが、モデル校というのはもうめどがあるのでしょうか。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、最終的には現在検討を進めているところでございます。ただ、各学校にこういった状況を説明させていただくとともに、やはり各学校の事情があるかと思っておりますので、そういったあたりで一定調査をかけさせていただいているところでございます。その中から、来年度モデル校として実施できる、予算等の関係もございしますが、そういったところにつきまして今後調整をさせていただきたいと考えております。

○服部委員 ありがとうございます。ちょっと一部でここらしいよみたいなことを言っている方がいたものですから、あら、決まったのかしらと思い質問させていただきました。

○木村教育長 今年度中にはもちろん決めなきゃいけないということですので、またその節には報告をさせていただきたいと思っております。

ほかにございますか。

○今井委員 二つ教えてください。

定例会報告の書類で、私が見落としちゃっているかもしれないんですけども、スクール・サポート・スタッフとか副校長業務支援員のことは書いてあるんですが、中学校学習等サポーターというのを行ってどんな声が届いていたりしますかというのと、今後人数を増やしていくような予定はありますかという質問と、12ページの就学援助のところで、100件ぐらい今来ているということなんですけれども、例年と比べてどのぐらい多いのかというのがちょっとわからないので、もしわかれば教えてください。

○山縣教育指導課長 中学校のサポーターのことですけれども、コロナ禍の関係で、子どもたちの不安解消とか「学びを止めない」ということで、地域の方々や応募してくださる方々を活用して、全校で取組を進めています。まだ配置の余地もありますので、この3月31日までしっかり充実して取り組んでいきたいと考えております。

学校でも実態によっていろんな活用方法はあるんですけども、校長からは大変助かっているというようなお話をいただいているところでございます。

○大谷学務課長 就学援助についてですけれども、就学援助は審査の基準は、前年度の収入から審査しているんですけども、今回この議会に取り上げられた内容につきましては家計急変の対応でございまして、それは年度内に家計が急変した、これまでは主に失業された方と

かそういった方への対応がほとんどでした。数字としては相当少ない数字、ちょっと今手元にないんですけども、かなり少ない数字でございました。それが今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、この時点でも100件近くあったので、相当数増えているというような状況でした。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、報告事項（４）令和３年（令和２年度）西東京市成人式実施報告、の説明をお願いいたします。

○和田社会教育課長 それでは、令和３年（令和２年度）西東京市成人式実施報告につきまして、説明申し上げます。

成人式の実施につきましては、令和２年第９回定例会で報告した内容に基づき、新成人の皆様にとって記念となる日をお祝いするために、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら式典を実施するための準備を進めてまいりました。しかしながら、最近の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大状況を考慮しまして、誠に残念ではございますが、会場である保谷こもれびホールにおいて新成人が集まって実施する式典の開催を取りやめ、動画配信の形式により実施いたしました。

資料を御覧ください。

１の動画配信への変更の概要といたしましては、都内及び市内の感染者数の増加状況や国の緊急事態宣言の発令の動きを踏まえまして、新成人及び御家族をはじめとする市民の皆様の健康と安全を第一とすることによります。

変更に伴う対応でございますが、市ホームページ等による周知に加えまして、対象となる新成人の方へおはがきを送付したところでございます。

動画配信期間ですけれども、１月11日から１月18日まで、西東京市動画チャンネルにおいて公開いたしました。

動画配信内容といたしましては、式典の内容と同様に、主催者挨拶、来賓祝辞、祝電紹介、恩師からのメッセージ、新成人挨拶でございます。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（５）令和３年度西東京市図書館特別整理休館等について、の説明をお願いいたします。

○中川図書館長 令和３年度西東京市図書館特別整理休館等につきまして説明申し上げます。

１点目でございますが、令和３年度西東京市図書館特別整理休館についてでございます。「西東京市図書館設置条例施行規則」第４条休館日の（３）年１回、15日以内で西東京市図書館長が定める資料整理日の規定に基づき、書誌及び蔵書データの更新と修正並びに開館時には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を行うものとしまして、令和４年２月15日から３月18日まで、中央図書館を除きます５館につきまして特別整理休館を実施するものでございます。

2点目につきましては、令和3年度西東京市図書館特別休館及び特別開館についてでございます。こちら目的につきましては、やはり施行規則第4条休館日のというところで、田無庁舎にシステムサーバーが移転した関係でございまして、11月23日が田無庁舎の法定点検日に当たることから、11月23日祝日ではございますが、西東京市図書館全館が休館となります。その休館に伴いまして、一方で前の週の第3金曜日、11月19日（金曜日）につきましては特別開館とすることで開館日の調整を行いたいと考えております。

以上につきまして、3番の広報では、以下のような内容で広報をしてもらいたいと考えております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（6）中央図書館田無公民館耐震改修休館中の代替施設について（報告）、の説明をお願いいたします。

○中川図書館長 中央図書館田無公民館耐震改修休館中の代替施設について（報告）、まず、中央図書館の休館中の代替施設について説明申し上げます。

1枚おめくりください。資料1でございます。

こちらは、令和3年4月から耐震改修工事によりまして休館することに伴い、休館中の臨時窓口の設置について昨年度から継続して検討してまいりました。検討の結果、イングビルに臨時窓口を開設することとしたいと考えております。

イングビルでの臨時窓口開設につきましては、令和3年4月末から令和4年3月初旬までを予定しております。開設時間は、現在の中央図書館の開館時間に準じます。主な窓口業務の内容としましては、予約資料の貸出、資料の返却、新聞の閲覧等でございます。

3番、その他の図書館でのサービスとしましては、地域・行政資料サービスは芝久保図書館で実施する見込みでございます。中央図書館の資料約5,000冊を移動することが伴います。2点目、レファレンスサービスはひばりが丘図書館を中心館とするものでございます。中央図書館から約1,000冊の資料を移動する予定でございます。最後に、相互貸借によるリクエストサービスはひばりが丘図書館で実施するものでございまして、今月から既にサービスを実施する予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、2月から広報を開始しまして、4月下旬から利用開始を考えているものでございます。

裏面につきましては、イングビル3階の現状の第3会議室及び第4会議室の見取り図が書いてございます。参考までに御覧ください。

図書館からは以上でございます。

○高田公民館長 私からは、田無公民館休館中の代替施設について説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

田無公民館の休館に伴い、市民の活動の場の確保という地域課題に対応するため、休館中の代替施設として、田無高齢者在宅サービスセンターの跡地を田無公民館（仮）活動室として活用いたします。場所は、田無総合福祉センターの3階の一部になります。

恐れ入ります、裏面の図面を御覧ください。

こちら太枠で囲ってある部分が田無公民館の（仮）活動室と利用できる部分になります。この図面上は3部屋あるように見えるんですけども、現在は仕切り等はなくなっておりまして、横長の一つなぎの広いお部屋になります。広さは約152平米になります。

恐れ入ります、もう一度表面にお戻りください。

利用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日を予定しております。

運用方法でございます。

（仮）活動室で使用する備品、机、椅子、ホワイトボード、CDラジカセなどは、田無公民館から移設して使用いたします。

利用申請ですが、こちらは公民館の部屋の一つとして運用いたしますので、公共施設予約管理システムでほかの公民館のお部屋の予約と同じように申請していただけます。ただし、使用の制限などについては、田無総合福祉センターに準じた対応となっております。休館日も田無総合福祉センターの休館日と同様になります。

こちらの施設利用につきましては、1月22日（金曜日）の夜間と23日（土曜日）の2回、説明会を行う予定でございます。既に申込みを受けている状況ではありますが、この緊急事態宣言中ということもあって、積極的に説明会に来ていただくことが難しい状況でございますので、今後は公民館だより、市ホームページ、ポスター、チラシなどで広くPRを行っていく予定でございます。

以上です。

○木村教育長 報告事項（4）から（6）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 図書館のことを教えてください。まず、今、中央図書館という状態が、田無が中央図書館になっていますが、その事務室におられる職員の方の数、それから今度、第3・第4会議室の110平米に勤務される方の数、それからイングビル3階の想定図にある中で、「書架ナビ」とあるのは、これは利用者用箱を指しているのですか、検索機——。「カウンター」と書いてあって、「自動返却機」の横に。というのと、あと、印刷機が見当たらないので、新聞を利用者がコピーをお願いしたいというのは受け付けないのかということをお尋ねします。

それとあと、公民館のお部屋が、田無総合福祉センターの一部をお使いになるということですが、田無公民館職員の方はどこに、管理というか、田無公民館の職員の方の居場所はどのようになるのかということをお尋ねします。

○木村教育長 では、図書館のほうからお願いします。

○中川図書館長 3点御質問をいただいています。

現在の中央図書館の職員数は、館長以下職員は13名、それから図書館専門員は全部で11名でございます。そのうちイングビルは、現状で考えておりますのは、館長以下6名の職員と、それから専門員は4名を考えております。職員6名のうち、館長と庶務係2名が入りますので、実際の奉仕に当たる者は3名の見込みでございます。それから、そのほかの職員は、例えば芝久保図書館ですとか柳沢図書館あるいは谷戸・ひばりが丘図書館のほうにばらして配置する見込みでございます。

2点目の書架ナビの御質問でございますけれども、こちらは予約資料を受け取る際にお客様がカードを差し出しますと、そこでカードを機械が読み取りまして、どの本が予約される

のかという一覧が、レシートが出ておりますので、そのことを指しております。

それから、コピー機でございますが、現状置いておりません。コピーの施設としましては、今ちょっと考えているのは、田無庁舎の1階にコイン式のコピーがございます。そちらを利用していただくか、もしくは資料を貸出ししまして近くのコンビニエンスストアでコピーを御自身でとっていただくかという方を今考えているところでございます。

○高田公民館長 田無公民館の職員、休館中にどこに配置されるのかというか、行くのかという御質問でございますが、全員というか、柳沢公民館の事務室に来る予定でおります。柳沢公民館は今事務室にまだ空いている机が二つあるんですね。それからちょっと事務室の奥のところに応接コーナーではないんですけども、そういったところもございまして。休館期間中も田無公民館の事業として必要な事業を行ってまいりますので、それぞれやっぱり専門員さんが散り散りに配置されるのは好ましくないというふうに考えております。また、中央館とより連携した事業展開が求められますので、広さと、それから事業展開等を考えたときに柳沢公民館の事務室に来るのが一番であるというように考えて、そのように予定しております。

○服部委員 ありがとうございます。図書館なんですが、ということは、このイングリッシュの3階のここでは検索はできないということですね。予約リクエスト――。

○中川図書館長 検索は可能です。

○服部委員 検索してここで予約はできるということですね。わかりました。

あと、田無中央図書館にある資料は、あそこの建物に1年間出入りができなくなるのですね。

○中川図書館長 はい。今の施設には全く入れないので――。

○服部委員 中央図書館、公民館には立ち入りできないので、中央図書館に置かれた資料はそのままそこにあるという形ですかというのと、1年間図書が全く風も通されずに置かれることはちょっと不安に思われるのですが、その間の手当てはどのようにお考えですか。

○中川図書館長 この施設には職員も含めて一切入れませんので、中の資料につきましては全部取り出しまして、別の場所に保管します。現状考えているのは（仮称）第10中学校、もしくはひばりが丘中学校、もしくは別の、こちら側の運送業者の保管施設を考えております。それぞれ本の管理につきましては特に湿度を嫌いますので、できるだけ湿度管理ができる場所、学校が一番ベストなんですが、できなければそれぞれの箱の中に除湿板のようなものを入れまして、かなり湿度に関しては少し神経を尖らせる感じで考えております。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○今井委員 来年度の学校の年間予定について教えていただけたらと思うのですが、例えば、行事等については今年度と同じような感じで来年度もなっていく予定とか、行事を行うパターンとやらないパターンと2パターンで考えているとか、いろいろお考えだと思うん

ですけれども、もし今の状況で教えてもらえるようなことがあれば教えてください。

- 山縣教育指導課長 次年度の教育課程の編成に係ることかと思いますが、今、各学校では、本市で説明いたしました教育課程の説明会に基づいて教育課程を編成しているところです。

その際、指導課長、統括指導主事から各校長に助言させていただいたのは、行事についても新型コロナウイルスとどう向き合っていくか、コラボレーションしていくかというのが大きな視点になることと、これまでやってきたからまたやるんだという視点ではなくて、しなやかに様々な行事、また教育活動を考えていくということを投げかけさせていただきました。

例えば、教育委員の皆様方にはなかなか参加をいただけなかったかと思いますが、運動会であればこれまで1回でやっていたものを学年ごとにやるとか、運動会に限らずほかの行事も、音楽会等も学年ごとにやるということについては、私自身も校長から今までとは違ってよかったというような声を保護者からいただいているという報告も受けているところでございます。

今後、これは保護者の理解や地域の理解も当然必要なんですけれども、いかに安全第一で新型コロナウイルスと対峙していくかということが視点になってきますので、今それに向けて各校知恵を出し合ったり、また校長会、副校長会で情報交換をしたりしながら進めているところでございます。市としても積極的に、教育課程の編成は校長の責任ではございますが、市の実態に即した教育課程が編成でき、また教育長がいつもおっしゃいますように、地域の中に学校があって、地域に支えられた学校なんだということを認識しながら、西東京市の特徴ある教育課程が編成できるようにこれからも助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 今井委員 ありがとうございます。

- 山田委員 近頃よくヤングケアラーの問題というのを耳にするんですけれども、西東京市ではそういったことに関してどの程度把握されているのでしょうか。

- 荒木統括指導主事 ヤングケアラーに特化した調査というのは西東京市では実施しておりません。子ども家庭支援センターが3月にヤングケアラーの理解についての研修会を実施することになっていたんですけれども、そちらも緊急事態宣言により紙面開催ということになっており、私としてもそこについては研究をしていきたいと思っているところでございます。

しかしながら、学校にはヤングケアラーという特化したことではなくて、虐待とかいじめとか子どもの変化について、もしかしたら子どもの変化はヤングケアラーであって、何か保護者の方の御病気であったりとか、何かケアをしているのではないかという視点を持って子どもの変容を見取っていくようにということは助言したところでございます。

以上でございます。

- 山田委員 ありがとうございます。

- 宮崎教育支援課長 今、統括から話があったように、ヤングケアラーは最近注目されておりますが、私たちが関わっている様々な事例の中に、以前から、家庭の中での保護者の状況にあわせて子どもが対応している、時には過剰適応のような状態になっているという事例はございました。そういう事例が増えている、あるいは意識されるようになって、そういう事例ではないかと思えるようになってきているという状況はございます。ケアの方法や支援の仕方はそ

れぞれに応じて、個別に対応してきているところでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 これについてはほかの部も問題意識は持っていると思うんですが、教育部長、ヤングケアラーについてどうですか。

○飯島教育部長 今、教育委員会の対応ということでお話ししておりますけれども、健康福祉部、それから子育て支援部もそこには注目して対応していくということでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上をもちまして令和3年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午 後 3 時 08 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員